

【談話】 県立学校における学校閉庁日の奨励日の設定について

兵庫県高等学校教職員組合
書記長 岡本 匡史

学校閉庁日の奨励日の設定

2019年1月25日に県教育委員会は、「全県立学校における学校閉庁日の実施について(依頼)」を各校の校長宛に発出しました。「働き方改革の実感を今以上に意識できるよう、県下統一した取組」とすることを目的として、学校閉庁日を実施することとしていて、中身は

- | |
|--|
| <p>1 奨励日の設定（年次休暇等の取得推進）</p> <p>(1) 2019年8月13日(火) <2019年実施奨励日></p> <p>(2) その他、奨励日の前後及び年末年始等、各校の実態に応じた設定も奨励</p> <p>2 原則、全職員を対象</p> |
|--|

というものです。依頼文の別紙では、今後5年間の奨励日を挙げて、3連休または4連休になることを示しています。

学校閉庁日とは

県教委は、学校閉庁日について「理想は、誰もいない状態」だと説明しています。依頼文の別紙では、「学校閉庁日は、部活動休養日に設定するなどして、生徒が登校することがないよう留意すること」も求めています。

休暇等での対応

今回の学校閉庁日については、服務上の取り扱い「勤務を要する日」とされているため、「年休、夏季休暇、週休日の振替等」での対応となります。「趣旨説明を十分に行い理解を得よう(希望しない職員に取得を強制することがないよう)留意すること」として、年休の自由取得には明確な配慮をしています。

今回の学校閉庁日の実施について

高教組は、今回の学校閉庁日の実施について、次のように考えています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 目的は、超勤縮減・多忙化解消である。 ● 夏季休暇の日数を増やして閉庁日に充てるなど、誰もが無理なく休めるようにする必要がある。 ● 休暇等での対応を求めるのであれば、休暇は強制されるものではない。また、職場を離れての承認研修ということも可能である。 ● 「閉庁日」と定めるだけで、これまでと変わらず補習・部活動ということでは意味がない。 ● 部活動指導のスケジュール(公式戦日程等)との関係で徹底できないことも考えられる。 ● 学校閉庁日の実施について、職場で協議、理解を進めることが大切である。 |
|--|

高教組が求める学校閉庁日は

高教組は、今年度の確定交渉でも「学校閉庁日の設定」などを求めてきました。学校全体を休みにすることで、休みやすい環境をつくり、長時間過密労働の解消の一助とすることが目的です。ところが、今回県教委が各校に依頼した学校閉庁日は、勤務を要する日という扱いになっています。このため、せっかくの閉庁日であっても、各人の事情によって休めない、休まないといったことも想定されます。臨時教職員など、年休日数が少ない人にとっては、休暇取得がためらわれるということもあるでしょう。勤務を要しない日とする、あるいは夏季休暇の日数を増やしてその分を学校閉庁日に充てるなどのことが求められます。

長時間過密労働の解消のためには

県教委は今回、「わずか1日と思われるかもしれないが、(学校閉庁を)とにかくやってみる」「外部にもPRしていく」としています。新聞発表だけでなく、広く世間に知らせる努力が必要でしょう。

教職員の働き方のひどさが世間一般に認知されつつある中で、本来教員には超過勤務を命じることができず超勤手当も出ないことや、長時間過密労働の解消に向けたとりくみに対する理解を広げることが大切です。そして、長時間過密労働の根本的な縮減・解消に向けては、小手先の工夫に頼るのではなく、教職員一人あたりの業務量を減らす必要があります。そのために高教組は、全体の業務量の削減と教職員の増員を求め、少人数学級の推進や教職員定数改善の運動を進めます。

以上